

# 仕 様 書

## 1 委託業務名称

札幌市制 100 周年記念花電車装飾業務

## 2 委託業務の背景と目的

札幌市は 1922 年（大正 11 年）から市制を施行し、1972 年（昭和 47 年）に政令指定都市へ移行しており、令和 4 年（2022 年）に市制施行 100 周年、政令指定都市移行 50 周年という大きな節目の年を迎える。

この節目を迎えるに当たり、これまでの 100 年間、札幌の街が先人達の努力によって成長を続け、世界に誇る都市に発展したことを広く周知するとともに、これからの 100 年も魅力と活力を創造し続ける街であることを目指す契機とすべく、令和 4 年度において札幌市制 100 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施予定である。

100 周年記念事業の一環として、大正から平成まで続いた「花電車」を約 20 年ぶりに復刻運行することで、話題性を確保し、記念事業の宣伝効果を高めることを目的として実施する。

当業務は、札幌市が示す花電車のデザイン案（以下、「デザイン」という。）を装飾として路面電車に施すものであり、民間事業者の優れた技術と専門的な知識を用いることで、より意匠性高く再現するために、企画提案により実施するものである。

## 3 契約期間

契約締結日～令和 4 年 8 月 31 日（水）

ただし、装飾の作業は、7 月 15 日（金）までに完了させること。

## 4 花電車の事業概要

### (1) 運行期間・運行日数

令和 4 年 7 月 23 日（土）～令和 4 年 8 月 21 日（日）のうち、土日祝日計 11 日間

※運行期間は変更となる可能性あり。

### (3) 運行時間：10：00～15：00

### (4) 使用する車両・両数：雪 21 号車・1 両

### (5) 実施方法：除雪車両（雪 21 号車）（以下、「ささら電車」という。）に飾り付けを行い、運行時間内にて、路線を周回運行する。

### (6) 花電車のデザイン：別添 1・2 のとおり

### (7) 装飾の方法：ささら電車（屋根面及び一部の窓を除く全面）に基板を取り付け、その上に装飾する。

## 5 業務内容

### (1) 装飾後の車両図面の作成

企画提案した内容に基づき、委託者が官公庁に提出する際などに使用する装飾後の車両図面を作成し、契約締結後、委託者が定める期限までに委託者へ提出すること。

なお、図面は、車体前方から見た図と車体の横（左右両方）から見た図を車体及び装飾部の寸法入りで作成すること。

### (2) 装飾の制作

企画提案した内容に基づき、装飾を車両に施すこと。

ア ささら電車を骨組みで囲い、骨組みに基板を取り付けたうえで、基板上に装飾を行うこと。

基板の素材には防炎性のものを使用し、骨組みの素材については、骨組みの木材などに「難燃塗料」などを塗布する等、調達に支障のない範囲内で火災対策を講じること。

イ 装飾は車体から基板を含め、13.25 cm以内に収めること。

ウ 基板上に取り付ける装飾物の素材には、上記4(1)の期間に渡り運行するため、耐候性や耐久性のある素材を使用すること。なお、防炎性等の条件は設けないが、デザインに支障のない範囲内で、できる限り配慮すること。

エ 基板上以外に装飾することは不可

オ 乗務員の乗降口部分は、扉を付けて開閉可能な構造とすること。

### (3) 装飾作業の実施場所

札幌市が指定する下記の場所において装飾を実施すること。

【作業場所】：電車事業所内 【所在地】：札幌市中央区南21条西16丁目2-20

### (4) 花電車の修理

装飾完了後であっても、通常運行のみで外部からの衝撃が加わったり、強風にさらされたりしていないにも関わらず、装飾等が脱落・損傷等した場合は、速やかに修理すること。

## 6 原状回復

花電車事業終了後、委託者が撤去を指示した後、速やかに装飾を撤去し、ささら電車の原状回復すること。撤去した骨組みや装飾等については、委託者が引き取ること。

## 7 検査

(1) 受託者は、本業務が完了した場合、速やかに所定の完了届を提出し、発注者の検

査を受けること。

- (2) 本業務が完了した場合の検査とは別に、装飾作業の進捗に合わせ、委託者による点検を随時受け、修正を要する箇所は、委託者の指示により修正すること。

## 8 特記事項

- (1) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。
- (2) 本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理することとし、この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上で決定する。
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、調査、計画等の内容は第三者に漏らさないこと。
- (4) 受託者は、関係法令等を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (5) 本業務の遂行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (6) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りでない。また、受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならないが、委託者がやむを得ないと認めた場合は、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- (9) 受託者は、本市環境マネジメントシステムを遵守すること。

## 9 連絡先

札幌市総務局行政部総務課庶務係 廣瀬

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市本庁舎10階 (TEL011-211-2162)